

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

佐賀厚生年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月から 37 年 2 月まで
② 昭和 43 年 5 月から 44 年 1 月まで

昭和 35 年 9 月ごろから 37 年 2 月ごろまで A 社で勤務し、43 年 5 月ごろから 44 年 1 月ごろまで B 社で勤務していたが、社会保険庁の記録では、両社に係る年金記録が無いため、両社で勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社の事業主及び同僚の氏名を覚えていることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る勤務状況を確認できる資料は残っていない上、申立人も給与明細書等を所持しておらず、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無い。

また、A 社の事業主及び申立人が記憶する同僚は、既に死亡しており、申立期間①当時の同社事務担当者は、所在地不明であるため、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人の B 社に入社する経緯及び退職後の就職に係る供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務して

いたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る勤務状況を確認できる資料は残っていない上、申立人が記憶する同社事業主及び同僚は、既に死亡しており、申立期間②における申立人の勤務実態等について供述を得ることができない。

また、申立期間前の1年以内にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間中も被保険者期間を有していた同僚のうち、供述を得られた二人は、「B社では、昭和37年ごろから勤務していたはずだが、入社から5年の間、厚生年金保険は未加入とされている。」、「B社には、昭和42年から59年まで勤務しているが、47年8月から51年2月までの間、厚生年金保険が未加入とされている。」と供述しており、同社では、厚生年金保険に係る届出が適正に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録は見当たらず、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から26年7月1日まで

昭和25年3月に高等学校を卒業後、A学校の学生として6か月間、実務実習や経理を勉強し、卒業後すぐにB事業所（現在は、C事業所）の職員として採用され、D主任となった。社会保険庁の記録では、B事業所に係る厚生年金保険の加入年月日が昭和26年7月1日とされており、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

C事業所が発行した在籍証明書及び同僚の証言により、申立人が申立期間にB事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所には、申立期間当時の賃金台帳等申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は残っていない上、B事業所の当時の会計担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、C事業所が保管する役職員名簿により、申立期間当時、B事業所に在籍していたことが確認できる同僚7人の入社日から厚生年金保険加入日までの期間を見ると、入社後すぐに厚生年金保険の資格を取得している者が2人、入社日から1か月後に取得している者が2人、入社日から3か月後に取得している者が2人、入社日から9か月後に取得している者が1人いることが確認でき、申立期間当時、同事業所はすべての職員を入社後速やかに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票並びに社会保険業務センター

が保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の同事業所に係る資格取得年月日は、昭和 26 年 7 月 1 日と記載されていることが確認でき、これ以前に申立人の氏名の記載は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。